

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○形質変更時要届出区域の指定	(環境対策課)	一
○生活保護法による医療機関の指定	(社会福祉課)	三
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(同)	五
○生活保護法による指定医療機関の変更の届出	(同)	五
○生活保護法による指定医療機関の指定の辞退	(同)	六
○保育士登録業務に係る手数料の出納事務の委託	(子育て社会推進課)	六
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	(農村振興課)	六
○保安林の指定の予定	(森林整備課)	六
○保安林の指定実施要件の変更	(同)	七
○道路の区域変更	(道路課)	七
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(大河原地方振興事務所)	七
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(東部地方振興事務所)	八
公 告		
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定	(精神保健推進室)	九
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退	(同)	九
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	一〇
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(契約課)	一〇
○定期監査結果に対する措置の公表		一一

ページ

告 示

○外部監査人の監査の事務の補助

一一三

○宮城県告示第四百二十二号

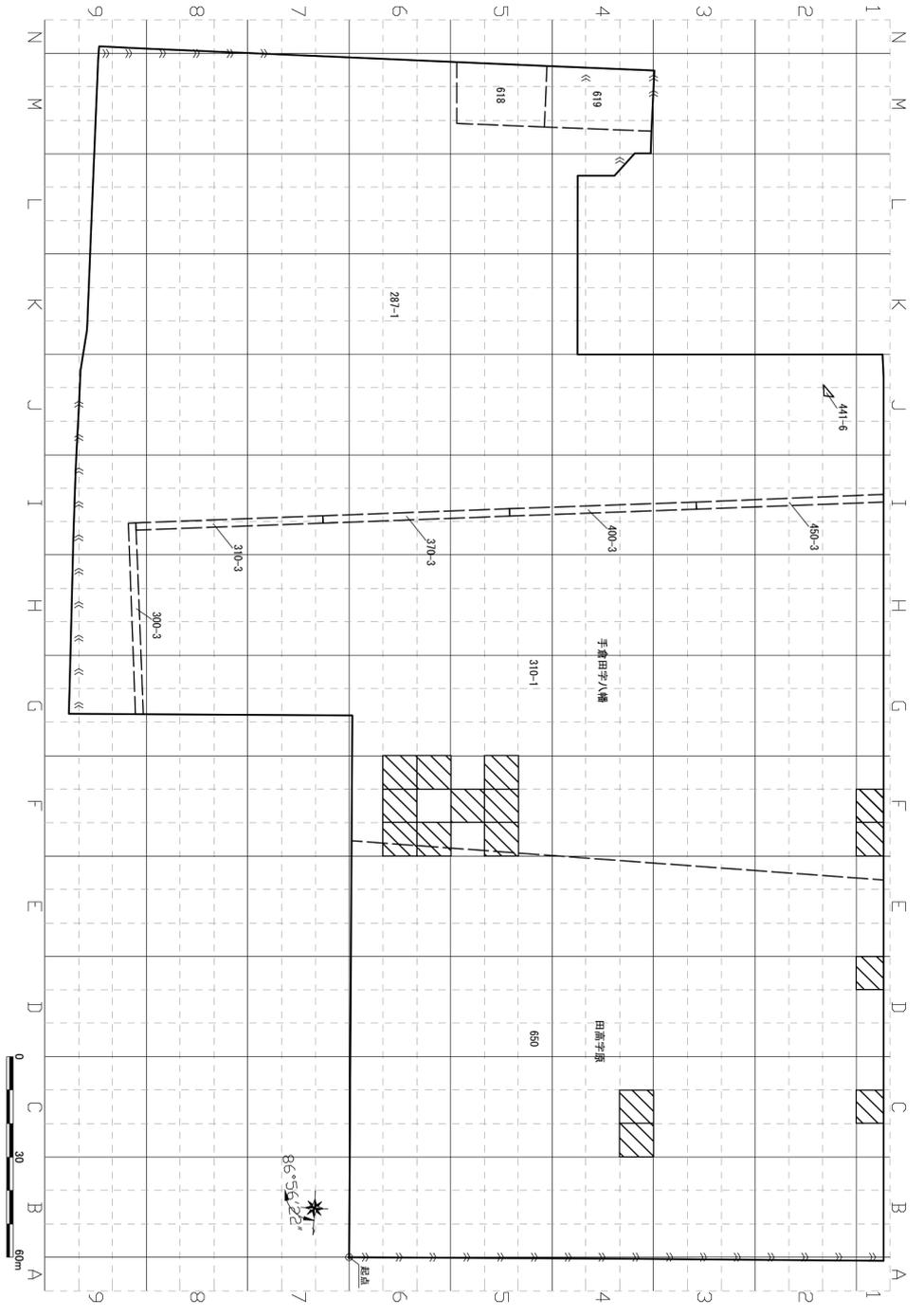
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、形質変更時要届出区域として、次のとおり指定する。

令和六年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 形質変更時要届出区域

名取市手倉田字八幡三百十番一及び名取市田高字原六百五十番の一部とし、次の図のとおりとする。



凡例

▣：形質変更所要届出区域

□：調査対象地 —：30m格子 ……：10m格子

《《：単位区画の統合 ……：筆の境界線

＜起点＞

起点は、名取市田高字原 650 番内の形質変更範囲の最北端とする。

＜格子の回転角度＞ $86^{\circ} 56' 22''$

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として右回りに回転させた角度を示す。

二 形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物
砒素及びその化合物

○宮城県告示第四百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和六年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人渋谷皮膚科泌尿器科医院	大崎市古川東町一―二八	令和五年九月一日
杉山医院	黒川郡大郷町羽生字中ノ町二―一	令和四年十一月二十一日
気仙沼市立病院附属本吉医院	気仙沼市本吉町津谷明戸二二三番地二	令和六年四月一日
大島歯科クリニック	気仙沼市廻館一〇九番地五号	令和六年三月一日
やまと在宅診療所白石	白石市旭町一丁目九番二七号 カ―サ・セロD棟	令和六年四月一日
アトラス調剤薬局	多賀城市高橋一―三―二五―一	令和六年三月一日
アイン薬局村田店	柴田郡村田町大字村田字反町八二番地一	令和六年三月一日
医療法人清芳会中浦内科医院	石巻市中浦一―二―一―一	令和六年四月一日
泉谷歯科医院	石巻市南中里二―五―三三	令和六年四月一日
石巻歯科医師会休日歯科診療所 障がい児・者歯科診療所	石巻市中里三―一―〇―一二石巻口腔健康センター内	令和六年四月一日
さくらんぼ歯科クリニック	石巻市あゆみ野一丁目七番地七	令和六年四月一日

桃豊インター歯科	石巻市桃生町城内字東嶺二〇六一	令和六年四月一日
渡辺眼科医院	塩竈市尾島町六一三	令和六年四月四日
あかね薬局塩釜店	塩竈市伊保石二一番一号	令和六年四月一日
有限会社グリーン薬局	気仙沼市上田中二―一―二	令和六年四月一日
スズキ薬局	気仙沼市田中前三―七―八	令和六年四月一日
ここにこ堂調剤薬局	気仙沼市田中前四丁目四番五	令和六年四月二十八日
八日町調剤薬局	気仙沼市八日町一―四―一	令和六年四月一日
高山内科胃腸科医院	角田市角田字町二四三	令和六年四月一日
萩原歯科医院	多賀城市町前三―一―一七	令和六年四月一日
三浦薬局	多賀城市下馬二―七―一	令和六年四月一日
アムズ調剤薬局多賀城店	多賀城市東田中二丁目四〇番三二号G一〇六	令和六年四月一日
小島歯科医院	岩沼市押分字志引四二―一―三	令和六年四月一日
ウジエ調剤薬局佐沼店	登米市迫町佐沼字江合一―八―五	令和六年四月一日
ほそや小児科	栗原市栗駒岩ヶ崎神南二七―四	令和六年四月一日
ウジエ調剤薬局矢本店	東松島市赤井字八反谷地一〇三―一	令和六年四月一日
みつと調剤薬局	東松島市赤井字台五三―一	令和六年四月一日
すずき脳神経外科クリニック	大崎市古川李塚一―一―二三	令和六年四月一日
伊藤歯科医院	大崎市岩出山上川原町一九	令和六年四月五日
カワチ薬局古川店	大崎市古川穂波六丁目一―一〇	令和六年四月一日
フレンド薬局田尻	大崎市田尻字太子堂一―一	令和六年四月一日

調剤薬局ツルハドレッジ 岩沼中央店	調剤薬局ツルハドレッジ 気仙沼上田中店	調剤薬局ツルハドレッジ 気仙沼市上田中一丁目八・六	岩淵歯科医院	くまの薬局	木村歯科医院	袖井クリニク	ウジエ調剤薬局浦谷店	もみじヶ丘薬局	公立黒川病院	おひさまにこにこ歯科医 院	わかば歯科クリニク	やすい眼科	山本歯科医院	うさぎ歯科	永沼整形外科	乾医院	セイナ調剤薬局	関谷薬局	ウジエ調剤薬局古川店
岩沼市中央二丁目五番二二号	岩沼市桜二丁目二番一六号	気仙沼市上田中一丁目八・六	石巻市鹿又字道的前一・一五	名取市高館熊野堂字岩口下四五・七	牡鹿郡女川町鷲神浜字堀切山一〇七番地 一七	遠田郡美里町北浦字姥ヶ沢七二・三	遠田郡浦谷町中下道二二九・一・二	黒川郡大和町もみじヶ丘一・九・一六	黒川郡大和町吉岡字西松木六〇	宮城郡利府町利府字新館二・七	宮城郡利府町加瀬字石切場一・一	宮城郡利府町花園一・二〇・一・二	宮城郡七ヶ浜町境山二・一三・三	巨理郡巨理町逢隈高屋字柴北一〇〇	柴田郡柴田町船岡東二・九・三・四	柴田郡柴田町槻木下町三・一・二〇	柴田郡大河原町字町七〇番地四	柴田郡大河原町大谷字町向二・一六・一・八	大崎市古川字本鹿島一四六・四
令和六年五月一日	令和六年五月一日	令和六年五月一日	令和六年五月一日	令和六年五月一日	令和六年四月一日	令和六年四月一日	令和六年四月一日	令和六年四月一日	令和六年四月一日	令和六年四月一日	令和六年四月一日	令和六年四月一日	令和六年四月一日	令和六年四月一日	令和六年四月一日	令和六年四月一日	令和六年四月一日	令和六年四月一日	令和六年四月一日

藤原歯科	今井医院	優歯科医院	医療法人徳真会名取デン タルクリニク	さとうクリニク	小野歯科医院	医療法人進整会 志田整 形外科医院	宮城県子ども総合センタ ー附属診療所気仙沼診療 室	医療法人華月会 村岡外 科クリニク	塩釜市浦戸診療所	カメイ調剤薬局石巻店	フレンド薬局石巻	ひかり薬局石巻	おき歯科クリニク	宮城クリニク	石巻赤十字病院	アイベル薬局 しあわせ の杜店	しあわせの杜こどもファ ミリークリニク	黒川郡大和町小野字漆海道一番地の二 (一六B一〇L)	黒川郡大和町小野字漆海道一番地の二 (一六B四L)	宮城整形外科 スポーツ ・ウェルネスクリニク	ひかり薬局岩沼
多賀城市伝上山二・三・一・四五	多賀城市八幡二・二・七〇	名取市増田二・三・三九アンソレイユ名 取一F	名取市田高字神明二七三	名取市手倉田字諏訪五六五・一	白石市東町一・一・一〇	気仙沼市東新城二丁目六番四	気仙沼市東新城三・三・三	気仙沼市中前四丁目四・七	塩釜市浦戸野々島字河岸五〇	石巻市わかば二・二・二・一	石巻市わかば二・三・二・二	石巻市わかば二・一・一・二	石巻市大森字的場四・五	石巻市中里七・三・三・五	石巻市蛇田字西道下七・一	黒川郡大和町小野字漆海道一番地の二 (一六B四L)	黒川郡大和町小野字漆海道一番地の二 (一六B一〇L)	黒川郡大和町小野字漆海道一番地の二 (一六B一〇L)	黒川郡大和町小野字漆海道一番地の二 (一六B一〇L)	岩沼市桜二丁目二・一・四	
令和六年五月一日	令和六年五月一日	令和六年五月一日	令和六年五月一日	令和六年五月一日	令和六年五月一日	令和六年五月一日	令和六年五月一日	令和六年五月二十二日	令和六年五月一日	令和六年五月一日	令和六年五月一日	令和六年五月十五日	令和六年五月一日	令和六年五月一日	令和六年五月十六日	令和六年五月一日	令和六年五月一日	令和六年五月一日	令和六年五月一日	令和六年五月一日	

岩沼泌尿器科クリニック	岩沼市末広二―三―一八	令和六年五月一日
沢辺本多薬局	栗原市金成沢辺町五〇	令和六年五月一日
野蒜ヶ丘痛みのクリニック	東松島市野蒜ヶ丘三丁目二九―五	令和六年五月一日
わかば薬局	東松島市矢本字鹿石前一〇三―三	令和六年五月一日
ひかり薬局野蒜ヶ丘	東松島市野蒜ヶ丘三丁目二九番六	令和六年五月一日
徳永歯科医院	大崎市古川駅南一―八九―二	令和六年五月一日
守安歯科医院	大崎市古川七日町六―一三	令和六年五月一日
玉野井歯科医院	柴田郡柴田町船岡上大原二〇―一六	令和六年五月一日
熊谷内科医院	巨理郡巨理町字中町東一七―一―一	令和六年五月一日
若生歯科医院	黒川郡大和町吉岡字館下六三―四	令和六年五月一日
大崎調剤薬局 美里店	遠田郡美里町素山町一九―一六	令和六年五月一日
訪問看護ステーション「愛さんさん石巻」	石巻市大街道四丁目一〇―一六 ヴィラ壹番館一〇二号室	令和四年一月一日

○宮城県告示第四百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

令和六年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	宮城調剤薬局中新田店	所在地	加美郡加美町百目木一番二四―一	廃止年月日	令和六年三月三十一日
名称	大崎市医師会訪問看護ステーション	所在地	大崎市古川穂波六―三〇―三五	廃止年月日	令和六年三月三十一日

医療法人社団大和クリニック	黒川郡大和町まいの二丁目二番地の四	令和六年三月三十日
大島歯科クリニック	気仙沼市廻館一〇九―五	令和六年二月二十九日
伊新薬局	白石市長町二	令和六年二月二十九日
アトラス調剤薬局	多賀城市高橋一―三―二五―一	令和六年二月二十九日
ありた総合内科クリニック	岩沼市中央三丁目四―二七	令和六年三月二十日
みやぎ県南中核病院附属村田診療所	柴田郡村田町村田字西六二	令和六年二月二十九日
みさとまち調剤薬局	遠田郡美里町北浦字船入二―三二〇	令和六年二月一日
しんえい薬局	柴田郡柴田町船岡新築三丁目四二―二八	令和五年十二月三十一日
なの花薬局名取熊野堂店	名取市高館熊野堂字岩口下四五番七号	令和六年五月一日
佐々木小児科医院	気仙沼市本郷九―二	令和六年三月三十一日
クオール薬局岩沼店	岩沼市中央三丁目四―二七	令和六年三月三十一日
訪問看護ステーションココシフレ蔵王	刈田郡蔵王町大字塩沢字上野二九―二二	令和六年五月一日
有限会社きく薬局 水明店	石巻市大橋二丁目二―五	令和六年四月三十日

○宮城県告示第四百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨届出があった。

令和六年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	所在地	変更年月日
----	-----	-------

変更前	訪問看護ステーション「愛さんさん石巻」	石巻市大街道四丁目一〇一六ヴィラ 老番館一〇二	令和五年二月一日
変更後		石巻市立町二丁目六一二二	

○宮城県告示第四百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり辞退した旨届出があった。

令和六年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	梅ノ木・歯科クリニック	所在地	登米市迫町佐沼字梅ノ木二丁目一〇一九	辞退年月日	令和六年九月三十日
-----	-------------	-----	--------------------	-------	-----------

○宮城県告示第四百二十七号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、保育士登録業務に係る手数料の収納事務を令和六年三月二十九日次のとおり委託した。

令和六年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 委託の相手方
 - 東京都千代田区麹町一丁目六番地二
 - 社会福祉法人日本保育協会
- 二 委託期間
 - 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百二十八号

県営柳田峠地区土地改良事業（農業用道路整備事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和六年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称
 - 土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧期間
 - 令和六年六月二十一日から令和六年七月二十二日まで
- 三 縦覧場所
 - 丸森町役場

○宮城県告示第四百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和六年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 保安林予定森林の所在場所
 - 気仙沼市廻館二の一、三の一、四の一（次の図に示す部分に限る。）、四の四から四の六まで、五の六の一、六の二（次の図に示す部分に限る。）、八の四、九、一〇、一〇の一、一一、一一の一、一二の二、一三の二、一九の三、五一の一、五一の二、五二の一、五二の二、五三の一、五三の二、五六の七、五七の一、五八の一・五八の二・五九の一・一八五の一・一八六の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一八七、一八九の一（次の図に示す部分に限る。）、一八九の二、一九〇の一、一九〇の二、一九〇の四、一九一の一、一九一の二、一九三の一、一九三の二
- 二 指定の目的
 - 潮害の防備
- 三 指定実施要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和六年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和六年六月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年六月二十一日

一 道路の種類 県道

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 路線名 河南南郷線
三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
後 B	前 A	後 B	前 A			
一五・二〇一 五七・一	七・一〇 三九・二	—	七・一〇 三九・二	—	一、六二四・七	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
					一、三三八・八	

○宮城県告示第四百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、柴田町土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和六年六月二十一日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 田 村 賢 治

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
令和六年五月二十三日	佐藤 澄好	角田市神次郎字遠見百二十二番地	理事
令和六年五月二十三日	小笠原 勝経	柴田郡柴田町大字四日市場字雨沼裏六十五番地	理事
令和六年五月二十三日	水戸 一馬	柴田郡柴田町大字槻木字焼檀八十八番地	監事
令和六年五月二十三日	大沼 宏明	柴田郡柴田町槻木下町一丁目四番五号	理事
令和六年五月二十三日	菅野 正信	柴田郡大河原町大谷字後田五十七番地二	理事
令和六年五月二十三日	加茂 一男	柴田郡柴田町大字船迫字台六十七番地	理事
令和六年五月二十三日	浅野 昭治	柴田郡柴田町大字船岡字砂田六十二番地一	監事

令和六年五月二十三日	加藤 一郎	柴田郡柴田町大字上川名字館山四十番地	理事
令和六年五月二十三日	高橋 正勝	柴田郡柴田町大字槻木字遠島入五十番地	理事
令和六年五月二十三日	平間 盛秋	柴田郡柴田町大字葉坂字西歩沢六十三番地三	理事
令和六年五月二十三日	村上 昭一	柴田郡柴田町大字入間田字又振九十番地	理事
令和六年五月二十三日	星 正男	柴田郡柴田町大字入間田字兄弟内三番地一	監事
令和六年五月二十三日	氣 仙喜三男	柴田郡柴田町船岡中央三丁目二番二十五号	理事
令和六年五月二十三日	根 元雄一	柴田郡柴田町大字下名生字旭川六十五番地五	理事
令和六年五月二十三日	水戸 正幸	柴田郡柴田町大字下名生字大畑脇三十番地	理事
令和六年五月二十三日	駒板 力夫	柴田郡柴田町大字成田字入前五番地二	理事

二 退任した者

令和六年五月二十二日	大平 良夫	角田市小坂字西迎五十二番地	理事
令和六年五月二十二日	渡邊 政芳	柴田郡柴田町大字四日市場字三角二本木前二十三番地二	理事
令和六年五月二十二日	水戸 一馬	柴田郡柴田町大字槻木字焼檀八十八番地	監事
令和六年五月二十二日	松田 善一郎	柴田郡柴田町槻木下町三丁目一番四号	理事
令和六年五月二十二日	庄子 敏雄	柴田郡大河原町大谷字下欠二十番地	理事
令和六年五月二十二日	加茂 一男	柴田郡柴田町大字船迫字台六十七番地	理事
令和六年五月二十二日	浅野 昭治	柴田郡柴田町大字船岡字砂田六十二番地一	監事
令和六年五月二十二日	加藤 一郎	柴田郡柴田町大字上川名字館山四十四番地	理事
令和六年五月二十二日	加納 厚志	柴田郡柴田町大字槻木字館前百十一番地	理事

令和六年五月二十二日	平間 盛秋	柴田郡柴田町大字葉坂字西歩沢六十三番地三	理事
令和六年五月二十二日	村上 昭一	柴田郡柴田町大字入間田字又振九十番地	理事
令和六年五月二十二日	星 正男	柴田郡柴田町大字入間田字兄弟内三番地一	監事
令和六年五月二十二日	氣 仙喜三男	柴田郡柴田町船岡中央三丁目二番二十五号	理事
令和六年五月二十二日	根 元誓夫	柴田郡柴田町大字中名生字登夫二百三十七番地	理事
令和六年五月二十二日	水戸 正幸	柴田郡柴田町大字下名生字大畑脇三十番地	理事
令和六年五月二十二日	駒板 力夫	柴田郡柴田町大字成田字入前五番地二	理事

○宮城県告示第四百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、伊豆沼沿岸土地改良区役員就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和六年六月二十一日

宮城県東部地方振興事務所

所長 石 川 佳 洋

一 就任した者

令和六年六月七日	高橋 弘志	登米市迫町新田字飯島九番地	理事
令和六年六月七日	大場 一夫	栗原市若柳字上畑岡大森六十五番地	理事
令和六年六月七日	星 栄一	登米市迫町新田字山居二十番地	理事
令和六年六月七日	高橋 博	栗原市若柳字上畑岡夷穴二百十六番地七	理事
令和六年六月七日	星 雄一	登米市迫町新田字西板戸百七十四番地	理事
令和六年六月七日	及川 満夫	登米市迫町新田字菱ノ倉百六番地六	理事
令和六年六月七日	白鳥 光裕	栗原市若柳字下畑岡内谷川十五番地	理事

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第
五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和六年六月七日	佐藤 栄孝	栗原市築館木戸九番二十一号	理事
令和六年六月七日	相澤 宏	登米市迫町新田字番屋六十六番地四	理事
令和六年六月七日	菅原 精一	登米市迫町新田字松原三十七番地	監事
令和六年六月七日	佐藤 正宏	登米市迫町北字壇ノ浦五十四番地	監事
令和六年六月六日	及川 祐宏	登米市迫町新田字東坂戸二十四番地	理事
令和六年六月六日	高橋 弘志	登米市迫町新田字飯島九番地	理事
令和六年六月六日	安部 昭男	栗原市若柳字下畑岡峯百四十四番地	理事
令和六年六月六日	星 雄一	登米市迫町新田字西板戸百七十四番地	理事
令和六年六月六日	及川 幸男	登米市迫町新田字倉崎二百八番地	理事
令和六年六月六日	千葉 豊茂	栗原市若柳字下畑岡大畑三百三十八番地	理事
令和六年六月六日	及川 満夫	登米市迫町新田字菱ノ倉百六番地六	理事
令和六年六月六日	星 英雄	仙台市青葉区柏木一丁目四番一―五 百一 号	理事
令和六年六月六日	及川 徳浩	登米市迫町新田字山崎二百四十五番 地十八	理事
令和六年六月六日	星 富雄	登米市迫町新田字彦道百四十五番地	監事
令和六年六月六日	高橋 義智	栗原市若柳字上畑岡磯百十九番地	監事

二 退任した者

令和六年六月七日	佐藤 正宏	登米市迫町北字壇ノ浦五十四番地	監事
令和六年六月七日	菅原 精一	登米市迫町新田字松原三十七番地	監事
令和六年六月七日	相澤 宏	登米市迫町新田字番屋六十六番地四	理事
令和六年六月七日	佐藤 栄孝	栗原市築館木戸九番二十一号	理事

定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和六年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
調剤薬局ツルハドラッグ 気仙沼上田中店	気仙沼市上田中一丁目八―六	令和六年六月一日
調剤薬局ツルハドラッグ 岩沼中央店	岩沼市中央二丁目五―二二	令和六年六月一日
おおぞら薬局 桜店	岩沼市桜一丁目一―一〇	令和六年六月一日
おおぞら薬局 名取店	名取市上余田字市ノ坪二七五―二	令和六年六月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第
六十五条の規定により、次のとおり精神通院医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機
関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和六年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 薬局

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
さく薬局水明店	石巻市大橋二―二―一五	令和六年四月三十日
有限会社菅野薬局	白石市本町九七	令和六年四月三十日
なの花薬局名取熊野堂店	名取市高館熊野堂字岩口下四五番七号	令和六年四月三十日
株式会社若柳中央薬局	栗原市若柳字川北古川一―二―二	令和六年二月二十九日
おおぞら薬局 桜店	岩沼市桜一丁目一―一〇	令和六年六月一日

二 訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
訪問看護ステーション ココシフレ蔵王	刈田郡蔵王町大字塩沢字上野二九一―二	令和六年五月一日
訪問看護ステーションの ぞみ杜の丘	黒川郡大和町杜の丘一丁目一四―二	令和六年五月三十一日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和六年六月二十一日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
登米市南方町新島前十五番一、十六番一、十七番一、十八番一の各一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
岩手県一関市花泉町涌津字道下三十八番地九十一号
株式会社真柄油脂

株式会社ツルハ

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
令和六年六月二十一日

一 入札に付する事項
宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 購入物品及び数量 液晶ディスプレイ 二千三百二十五台

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 令和六年十二月十八日（水）

4 納入場所 宮城県企画部東京事務所ほか（東京都千代田区平河町二一六―三）

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城

県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五）へ令和六年七月四日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班（担当 大畑 美如 電話〇二二―二二―一三三三五）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和六年七月四日（木）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和六年七月四日（木）午前九時から令和六年七月十二日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を

受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和六年七月十二日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和六年七月十八日（木）午前九時から令和六年七月三十日（火）午後五時までの間において、(一)又は(二)において提出する場合

イ 日時 令和六年七月三十日（火）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和六年七月三十一日（水）午前十時 宮城県行政庁舎十階入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札

- 者とする。
- 7 契約書作成の要否 要
- 8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 9 詳細は、入札説明書による。
- 六 概要
- Summary
- 1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Liquid Crystal Display (LCD) (2,325 units)
- 2 Deadline for Delivery : December 18, 2024 (Wed.)
- 3 Place of Delivery : Miyagi Prefectural Government Tokyo Office, etc.
- 4 Deadline for Bid Submission : July 30, 2024 (Tue.), 5 : 00 pm.
- 5 Contact Information : Miyuki Ohata, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570 Japan, TEL.: 022-211-3333
- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

監査委員

○宮城県監査委員告示第14号
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、
 宮城県知事から同条第14項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和6年6月21日

宮城県監査委員	佐々木	喜	藏
宮城県監査委員	佐々木	功	悦
宮城県監査委員	成	田	由加里
宮城県監査委員	吉	田	計

記

- 1 監査委員の報告日
令和6年3月26日
- 2 通知のあった日
令和6年5月23日
- 3 監査委員の報告内容及び措置の内容

(1) 大河原県税事務所
 イ 監査委員の報告の内容

県税において、引き続き収入未済が認められたので、更に適切な徴収対策を講じ、収税の確保に努められたい。

(内容)

令和4年度収入未済額	
現年度分	63,163,655円
過年度分	212,428,511円
合 計	275,592,166円
令和3年度収入未済額	
現年度分	71,905,698円
過年度分	203,294,239円
合 計	275,199,937円

ロ 措置の内容

<発生原因>

収入未済額のうち約8割を占める個人県民税は、地方税法第41条第1項の規定に基づき、個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行われるため、収入未済額の縮減は、当該市町村の徴収体制等が大きく影響する。管内の市町は、税務担当課の組織も住民サービス部門と統合されているなど、納税折衝や財産調査、差押等の滞納整理の実務的な人員体制の確保が困難な状況である。

その他の税目のうち不動産取得税は、大口滞納繰越案件の納付が難航したほか、自動車税種別制は、管内は高齢化率が高い地域であることも影響し、病气や失業など収入減による滞納事案が多かった。

<処理内容>

個人県民税は、県と市町連名により特別徴収義務者への切替通知の発送や共同催告を行っている。また、徴収困難事案について地方税法第739条の5（旧第48条）に基づき2市4町から直接徴収を引き受けたほか県税還付金情報の提供による差押支援を行い、滞納整理を推進した。

その他の税目は、換価性の高い預貯金や給与などに加え各種債権に幅広く差押えを執行した。大口・長期滞納事案については、検討会を開催して整理状況を共有し、処理方針を定め対応した。

このほか、資力が十分ではない滞納者に対しては、滞納処分等の執行停止など納税の緩和措置を適用し、適切な債権管理に努めた。

＜再発防止策＞

「第6次県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「令和5年度県税事務運営について」に基づき、収入未済額の縮減に努めている。

個人県民税は、これまでの取組を継続するとともに、市町に対して共同催告の実施拡大等を働き掛けるほか、滞納整理事務研修会開催など徴収技術の向上を図ることにより、滞納整理を支援する。

その他の税目は、令和5年度から本格導入されたオンライン預金調査システムを活用するなど、早期の財産調査と滞納処分を実施することにより、収入未済額の縮減を図る。

(2) 仙台中央県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、引き続き収入未済が認められたので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・令和4年度収入未済額	現年度分	349,867,420円
	過年度分	393,744,899円
	合 計	743,612,319円
・令和3年度収入未済額	現年度分	349,273,218円
	過年度分	502,138,101円
	合 計	851,411,319円

ロ 措置の内容

＜発生原因＞

令和4年度収入未済額は、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収緩和制度を適用した事案の管理徹底による整理促進に努めたことにより前年度に比べ減少したものの、同感染症の再拡大に伴う減収の影響等による徴収緩和制度の新たな適用や新たな徴収困難事案が生じたことか収入未済額に影響した。

＜処理内容＞

「第6次県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「令和5年度県税事務の運営」に基づき、

引き続き仙台市と連携・協働して、徴収対策に取り組んだ。

個人県民税については、賦課徴収を行っている仙台市と連携して住民税徴収対策会議や面談・電話対応をテーマにした研修を開催し、情報共有及び滞納整理技法の向上を図ったほか、県税還付金の情報提供や車両保有状況調査支援など協働した徴収対策に取り組み、税収の確保と収入未済額の縮減に努めた。

個人県民税以外に関しては、滞納発生後速やかに折衝、財産調査を行い、納税資力がある滞納者に対して、換船・取立が容易な預金・給与等の債権を中心に積極的に差押えを執行したほか、不動産の公売にも取り組んだ。

＜再発防止策＞

引き続き徴収緩和制度を適用した事案について適切に管理する。その他、新たに発生する滞納事案については、滞納者の実態把握を徹底し、財産調査等の結果、納税資力があると認められる場合には滞納処分を前提とした滞納整理に取り組み、収入未済額の縮減を図っていく。

(3) 仙台北県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、引き続き収入未済が認められたので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・令和4年度収入未済額	現年度分	100,098,034円
	過年度分	143,731,653円
	合 計	243,829,687円
・令和3年度収入未済額	現年度分	93,393,198円
	過年度分	163,352,552円
	合 計	256,745,750円

ロ 措置の内容

＜発生原因＞

病気や失業、収入の減少など、やむを得ない理由で納期限までに納付できない事案や、財産調査を実施しても差押可能な財産が判明しない徴収困難事案により収入未済が生じたもの。

＜処理内容＞

個人県民税については、市町村自らの徴収努力に加え、市町村との併任制度を活用した実働組織「チームT. O. T. O」において、徴収困難事案への協議・検討に取り組んだほか、特別徴収義務者への共同催告や捜索支援、共同訪宅等を実施し、収入未済額の縮減を図った。引き続き、当該組織による市町村との連携・協働した徴収対策の取組を継続して収入未済額の縮減に努めていく。

個人県民税以外の一般税については、進行管理の徹底と滞納事案の検討を随時行い、滞納整理方針を明確にして、迅速かつ計画的な財産調査を行うことで、滞納者の納税資力を把握し、納税資力がありながら納税しない滞納者に対しては、換価の容易な預貯金を中心に差押えを行った。また、納税資力のない滞納者については、納税緩和措置の適用を適切に行うことで、一層の収入未済額縮減に努めていく。

＜再発防止策＞
地方税法等に定められた滞納処分や納税緩和措置を講じ、引き続き、粘り強く滞納整理を行い、収入未済額の縮減に努める。

(4) 塩釜県税事務所
イ 監査委員の報告の内容

県税において、引き続き収入未済が認められたので、更に適切な徴収対策を講じ、収税の確保に努められたい。

(内容)
・令和4年度分収入未済額

現年度分 90,252,228円

過年度分 160,470,591円

合 計 250,722,819円

・令和3年度分収入未済額

現年度分 90,442,131円

過年度分 151,510,690円

合 計 241,952,821円

ロ 措置の内容
＜発生原因＞

納税義務者が傷病や失業等により収入が著しく減少するなど、やむを得ない事情により未納となった事案、財産調査を行った結果差押可能な財産がなかった事案、税務署調査により過去3～5年間遡って所得税が修正され、それに連動して課税となる個人県民税が大口の

滞納となった事案等の発生により収入未済額が増加したものの。

＜処理内容＞

収入未済額が多い個人県民税については、滞納整理連携・協働チームによる活動のほか、管内市町村との職員併任により、共通する滞納事案について情報共有等を行い、連携の強化を図った。宮城一斉滞納整理強化月間では、管内市町村との共同催告を実施したほか、住民税徴収対策会議において、滞納処分研修会を開催し、職員の滞納整理技法の向上を図った。その他、県税還付金や財産調査結果の情報提供による徴収支援を行った。

その他の税目については、計画に従って各種財産調査を効率的に実施し、早期滞納整理に着手することにより、収入未済額の縮減を図るとともに、現年課税分の滞納繰越の防止を図った。大口（滞納額30万円以上）事案及び徴収困難な事案は、定期的に進行管理を行うことにより滞納整理方針を決定し、滞納整理に取り組んだ。また、財産調査の結果、差押可能な財産がないと判断した者については、滞納処分の執行停止とするなど、適切な滞納整理に努めた。

＜再発防止策＞

「第6次県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「県税事務運営」に基づき、収入未済額の縮減と収税確保に努める。

個人県民税については、滞納整理連携・協働チームによる活動及び管内市町村との職員併任を継続し、住民税徴収対策会議による研修会の開催や共同催告（文書・訪宅）、還付金情報等の提供による徴収支援を実施し市町村との連携を強化する。

その他の税目については、滞納処分を中心としつつ、自動車税をはじめ納期内納付督促活動の実施、新たに滞納となった事案に対する催告（文書・訪宅）と財産調査の早期実施、大口・徴収困難事案に対する検討会の開催や納税資力のない納税者に対する納税緩和制度の適用等、状況に応じた適切な債権管理の実施により、収入未済額の縮減に取り組む。

(5) 北部県税事務所
イ 監査委員の報告の内容

県税において、引き続き収入未済が認められたので、更に適切な徴収対策を講じ、収税の確保に努められたい。

(内容)
・令和4年度分収入未済額

現年度分 87,656,012円

過年度分 163,848,953円

報 告 書 公 城 栗

<p>合 計 251,504,965円</p> <p>・令和3年度分収入未済額</p> <table border="1"> <tr> <td>現年度分</td> <td>75,007,678円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>159,866,982円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>234,874,660円</td> </tr> </table> <p>口 措置の内容</p> <p>＜発生原因＞</p> <p>収入未済額を縮減すべく努力を続けているが、新型コロナウイルス感染症の影響等による景気停滞、国税の調査による修正等に伴う大口滞納案の発生などもあり、結果として収入未済額が増加したものの。</p> <p>＜処理内容＞</p> <p>個人県民税については、職員併任制度を活用し県と各市町の徴収担当職員の相互支援体制を構築しており、県と市町が合同で納税折衝や捜索等を積極的に実施したほか、県と市町の連名による共同文書催告や毎月の自動車税還付金の差押え支援など、さまざまな手法で収入未済額の縮減に努めている。</p> <p>個人県民税以外の一般税目については、滞納発生後速やかに文書催告、電話、訪宅等で納税勧奨を行うとともに、預貯金・給与等の差押えや捜索による動産差押え等を行い滞納処分を積極的に進めている。また、財産調査等により納税資力がないと判断された滞納者に対しては適切に処分停止等を行うなど、収入未済額の早期縮減に努めている。</p> <p>＜再発防止策＞</p> <p>収入未済額を縮減するためには、特に新たな滞納の発生と累積を防止することが重要であることから、新規滞納事案については早期の催告と折衝により短期間で完納するよう納税指導を行うとともに、督促・催告に反応せず自主納付しない滞納者に対しては、速やかに預貯金・給与等の差押え等の厳しい滞納処分を毅然として行い、滞納の増加を抑止するよう取り組んでいく。</p> <p>また、これらの方策の実現には、効果的な督促・催告の実施や、処分可能財産を早期に見するための調査方法の改善が不可欠であることから、当所と市町の徴収担当職員が相互に協力して、効果的な調査方法等の情報交換や徴収技術向上のための研修を実施する等の取組を継続していく。</p> <p>(6) 北部県税事務所栗原地域事務所 イ 監査委員の報告の内容</p>	現年度分	75,007,678円	過年度分	159,866,982円	合 計	234,874,660円	<p>県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、引き続き収入未済が認められたので、更に適切な徴収対策を講じ、税金の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・令和4年度分収入未済額</p> <table border="1"> <tr> <td>現年度分</td> <td>17,186,993円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>39,482,347円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>56,669,340円</td> </tr> </table> <p>・令和3年度分収入未済額</p> <table border="1"> <tr> <td>現年度分</td> <td>15,943,971円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>43,010,007円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>58,953,978円</td> </tr> </table> <p>口 措置の内容</p> <p>＜発生原因＞</p> <p>病气や失業、収入の減少などやむを得ない理由で納められない事案、財産調査を実施しても差押え可能な財産が判明しない事案や年度を超えて分納を行っている事案等、滞納者それぞれ理由により収入未済となっているもの。</p> <p>＜処理内容＞</p> <p>個人県民税は、収入未済額の縮減に向けた栗原市との情報・意見交換等による連携強化を図った。11・12月の宮城一斉滞納整理強化月間では、栗原市との連名による文書催告及び訪問催告を実施した。さらに北部県税事務所との共催による住民税徴収対策会議を開催し、他の市町との意見交換の機会を設けた。このほか、他圏域で開催された滞納処分に関する研修会の紹介や果税還付金差押え支援の実施など積極的に支援を行った。</p> <p>個人県民税以外の税目は、地区担当者や納税指導員が連携し、過去の折衝記録等を参考にしながら早期の納税折衝及び財産調査に着手した。</p> <p>滞納整理に当たっては、財産調査により判明した預貯金・生命保険・給与等の債権を主体とした差押え及び取立てを行ったほか、分納誓約等の履行管理を徹底した。納税資力のない滞納者については、滞納処分の執行を停止するなど適正な債権管理に努めた。</p> <p>＜再発防止策＞</p> <p>個人県民税は、栗原市との協働体制を継続し、併任発令の継続、滞納処分等の業務支援、宮城一斉滞納整理強化月間における集中的な滞納整理の一環として訪問や文書による共同催告を実施する。北部県税事務所との共催による住民税徴収対策会議の開催や、高度な徴収技</p>	現年度分	17,186,993円	過年度分	39,482,347円	合 計	56,669,340円	現年度分	15,943,971円	過年度分	43,010,007円	合 計	58,953,978円
現年度分	75,007,678円																		
過年度分	159,866,982円																		
合 計	234,874,660円																		
現年度分	17,186,993円																		
過年度分	39,482,347円																		
合 計	56,669,340円																		
現年度分	15,943,971円																		
過年度分	43,010,007円																		
合 計	58,953,978円																		

法習得のための研修会を実施する。

個人県民税以外の税目については、早期の折衝開始と財産調査を行うとともに分納誓約の履行管理を徹底するほか、納税余力がない滞納者については、滞納処分の執行を停止するなど、適正な債権管理に努め、滞納額縮減に努める。

(7) 仙台保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

生活保護扶助費返還金において、収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

生活保護扶助費返還金

・令和4年度分収入未済額

現年度分 7,513,650円

過年度分 73,976,139円

合 計 81,489,789円

・令和3年度分収入未済額

現年度分 11,516,598円

過年度分 73,282,772円

合 計 84,799,370円

ロ 措置の内容

＜発生原因＞

生活保護扶助費返還金

新型コロナウイルス感染症防止により被保護者訪問調査を自粛しなければならず、電話による生活状況調査で、収入申告等を指導する状況であった。

被保護世帯に対しては、定期的に収入申告書を提出するよう指導しているが、提出が遅れる世帯も少なくない。その結果、収入に応じた生活保護扶助費の返還を命じた時には、既に申告した収入は消費され、返還が困難となるものがあつた。

＜処理内容＞

○ 訪問等により納入を指導するとともに、一括返還が困難な者に対し履行延期等特約承認による分納、分納による返還としている被保護世帯に対し、生活保護法第78条の2に基づく扶助費からの返還を促した。

○ 令和5年11月から令和6年3月までを「未収債権回収強化月間」に設定し、期間中1回

以上の電話催告や訪問による納付指導を行った。

＜再発防止策＞

○ 未収債権の新規発生抑制

新規開始世帯を含む全世帯に対し、訪問調査時に収入申告義務について説明するよう職員に周知した。

また、滞給年金等今後収入が見込まれるものについて、被保護世帯への事前説明及び適時収入確認を職員に周知した。

○ 未収債権の縮減

収入管理用の帳簿の情報共有化を図り、職員が適時収納状況を確認できるようにし、返還が遅延しているものについて、履行延期等特約承認による分納を含めた納入指導を行うよう職員に周知した。

(8) 仙台保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

行政財産の使用許可に係る使用料において、調定遅延が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

電柱敷地使用料について、6か月以上の調定遅延があつたもの。

・件数 1件

・金額 3,000円

ロ 措置の内容

＜発生原因＞

令和4年度の調定の際、前年度(令和3年4月)の事務処理を参考に調定を行ったが、令和3年5月に追加で使用許可した電柱敷地使用料があつたことを失念し、当該調定を行っていなかったもの。

＜処理内容＞

相手方に事情を説明して令和5年2月16日に調定し、同日相手方に納入通知書を送付した。財務システムで同年3月7日に納入されたことを確認した。

＜再発防止策＞

執務室内に行政財産使用許可一覧を掲示して使用許可内容を見える化し、未調定の防止に努めている。

また、期限のあるもの(特に年度初め)については、担当者が異動しても確実に伝えるよ

う引継ぎを徹底するほか、管理職もチェックできるように職員端末のスケジュール機能を活用し、再発防止に向けた取組を継続していく。

(9) 北部保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

生活保護扶助費返還金において、収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

生活保護扶助費返還金

・令和4年度分収入未済額

現年度分 5,255,000円

過年度分 8,186,008円

合 計 13,441,008円

・令和3年度分収入未済額

現年度分 4,071,013円

過年度分 5,434,768円

合 計 9,505,781円

ロ 措置の内容

＜発生原因＞

被保護世帯に対しては、収入申告義務について、説明しているが、収入申告書の提出遅延や未申告などにより、当所で収入を確認できた時点では、既に当該収入は消費されていることが多く、返還金の納付が困難となっているもの。

＜処理内容＞

家庭訪問などにおいて、返還義務の説明を行い、納入を促すとともに、一括納入が困難である場合は、履行延期特約承認による分納や保護費からの返還などの債務者が納入しやすい方法を提案することで収納促進を図った。また、年2回の債権回収重点期間を定め、全ての債務者に催告書を送付するとともに、電話による催促を集中的に行い返還金の納入を促した。

＜再発防止策＞

1 未収債権の新規発生抑制

新規開始時や家庭訪問時に収入申告書義務の周知徹底を図るとともに、常に収入申告書の提出状況を把握し、申告を待つのみではなく、収入が見込まれる時期には訪問時の申告書徴取や電話等で申告を促すなどの積極的な対応を行うことで、未申告による新規未収債

権発生の抑制に努める。

2 未収債権の縮減

納付が滞っている被保護者等へは、引き続き返還金納付への意識が希薄とならないよう家庭訪問等による返還義務の説明や電話などによる納付への働きかけを徹底するとともに、分納や保護費からの返還などの制度を利用することで収納促進を図る。

また、所内未収債権回収対策検討会議の開催や回収チームを編成し、未収債権に対して集中的かつ組織的な対応を行うことで、未収債権の縮減を図る。

(10) 中央児童相談所

イ 監査委員の報告の内容

事務事業の執行において、関係法令に準拠していないものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

「親権停止の審判の取消し審判」が確定したときは、戸籍法の規定により、申立人である児童相談所長は、確定した日から10日以内に市町村へ届出をする必要があるが、その認識がなく、届出が約9か月遅れとなったことから、正当な理由なく法定の期間内に届出をしなかったとして、過料が科されたもの。

ロ 措置の内容

＜発生原因＞

令和4年1月に通告を受理した児童虐待案件について「親権停止の審判」の申立てを行ってしたが、その後、その原因となった事実が消滅したことから「親権停止の審判の取消し審判」の申立てを行い、令和4年9月に審判が確定した。

市町村へ戸籍法の規定による届出が必要であったが、その認識がなく、令和5年6月に児童の本籍地の市町村から未届出である旨の連絡を受け、速やかに届出を行ったものの、令和5年8月に仙台簡易裁判所から正当な理由なく法定の期間内に届出をしなかったとして、過料が科されたもの。

＜処理内容＞

—

＜再発防止策＞

所内各種会議等において、本件内容を共有し、要保護児童の保護措置に係る適正な司法手続きに当たっては、関係法令等の規定を複数職員で確認すること、顧問弁護士 の指導・助言

報 告 書

を受けることなどを周知した。また、各児童相談所宛て保健福祉部長通知を受けて、法令遵守について一層の周知徹底を図り、再発防止に努めている。

(11) 中央児童相談所

イ 監査委員の報告の内容

歳入歳出外現金において、払出遅延による督促手数料の発生が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

7月分個人住民税について、納付期限に遅延し、督促手数料が発生した。

・件数 1件

・金額 13800円

・督促手数料 100円

ロ 措置の内容

＜発生原因＞

会計年度任用職員に係る令和4年度住民税の納付について、処理期限までに納付書が届かなかったため、担当者が市に連絡したところ、本人に納付書を送る旨の説明を受けた。その後、事務所に納付書が届いたが、担当者は本人の直接納付と認識し納付を行わず、後日督促状が届いた際も上司に報告しなかった。

担当者が確認を怠っていたこと、督促状が届いた時点で上司への報告や相談がなかったこと、上司が進捗管理を怠っていたことが重なったことが、処理遅延の原因である。

＜処理内容＞

—

＜再発防止策＞

職員の住民税納付に関する事務処理は、現在は総務事務センターの所管となっているが、外部講師への報酬等に係る所得税の納付は引き続き事務所での事務処理となるため、上司及び担当による歳入歳出外現金のチェックや進捗管理を徹底し、処理漏れがないよう注意する。

(12) 北部児童相談所

イ 監査委員の報告の内容

行政財産の使用許可に係る使用料において、測定遅延が認められたので、今後再発しないよう内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

電柱敷地使用料について、6か月以上の測定遅延があったもの。

・件数 1件
・金額 1500円

ロ 措置の内容

＜発生原因＞

年度当初に測定が必要であることを担当者が認識しておらず、会計担当者間でも十分に共有されていなかったことから、次年度の行政財産使用許可の更新手続き準備中に、測定処理を行っていないことが判明した。

＜処理内容＞

測定処理の必要性を認識後、処理内容を確認し、測定を行った。

＜再発防止策＞

会計担当者間での処理状況の共有・確認が必要と認識し、会計事務処理のスケジュール表を作成の上、複数人で確認し、遅延防止に努めている。

(13) 仙台地方振興事務所

イ 監査委員の報告の内容

工事請負契約において、事業の執行管理が不適切であり、一時的に過払いが認められたので、今後再発しないよう内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

1 毎月提出される履行確認の確認が不十分であり、事業の執行管理が不適切であった。

2 事務所で実施した出来高検査において、請負者が申請した出来高と本来の出来高に乖離が生じていることを見抜けなかったため、その時点で支払うべき以上の代金を支払い、最終的には請負者に支払う総額に過不足はなかったが、一時的に過払いが発生していた。

・ 出来高払い額 62,919,000円 (95.0%)

・ 試算出来高額 36,631,000円 (55.3%)

・ 試算過払い額 26,297,000円

ロ 措置の内容

＜発生原因＞

工事受注者からの出来高検査前後の履行報告書提出が遅れたため出来高検査直近の履行状況確認が不十分であったこと。

また、令和3年3月26日に工事受注者から提出された部分払い請求について、3月30日に実施した出来高検査において、実地及び諸資料からは出来高との乖離が生じていることが確認できず、出来高率を95%と認定した。

報 告 書

<p>＜処理内容＞ — ＜再発防止策＞ 工事契約後、受注者から提出される計画工程表を基に、工事履行確認書を作成し、実際の工程と進捗状況の乖離等を監督員等で共有する。 毎月報告を受ける履行報告書の内容確認について、工事の進捗がわかる写真を全工種添付するとともに、総括担当者が四半期毎に現場で進捗状況を確認し、遅延が確認された際は適切に指導する。 さらに、出来高検査等においては、事前の現場確認作業を複数人で行うことなどを徹底する。</p> <p>(14) 農業大学校 イ 監査委員の報告の内容 報償費において、二重払い認められたので、今後再発しないよう対策を講じられた。 (内容) ・ 件数 1件 ・ 金額 23,760円 ロ 措置の内容 ＜再発防止策＞ 支出担当者間の連絡不足及び財務システムによる確認不備による。 領縁の購入（報償費）において、支払処理が完了していたのにも関わらず、差し替えの納品書が届いたことから、別の担当が未払いと誤認し、請求書の再発行を依頼し、二重に支払処理を行った。 ＜処理内容＞ 業者からの連絡を受け事実確認を行い、速やかに返納手続きを行った。また、発生事案について出納員へ報告し、再発防止策を検討した。 ＜再発防止策＞ 問い合わせ中等の事案については、処理状況等の伝達を職員間で行うよう徹底し、財務システムによる「物品調達状況、支出負担行為一覧等」の確認方法を担当職員間で研修した。 これにより、その後は同様の事案は発生していない。</p> <p>(15) 農業大学校</p>	<p>イ 監査委員の報告の内容 需用費において、支払遅延が認められたので、今後再発しないよう内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられた。 (内容) 印刷物の代金について、支払遅延防止法に規定する支払時期を超えて支払を行ったもの。 ・ 件数 1件 ・ 金額 253,990円 ロ 措置の内容 ＜発生原因＞ 発注担当者の物品発注処理に関する知識不足による。 学校案内の印刷（需用費）において、発注担当者は、施行何等を起案したか物品調達システムでの処理を失念し、また、納品完了後は請求書を受理したが、支払担当職員に提出しないうまま保管していた。 ＜処理内容＞ 予算担当が予算執行状況の確認をしていたところ、未執行の需用費に気づき、速やかに処理を行った。また、受注業者に対し、経緯を説明し、支払遅延利息の支払いについての通知を行ったが、受注業者からは、遅延利息の支払いは不要である旨の連絡があったもの。 ＜再発防止策＞ 全職員に対し、発注手順等を整理した文書を配付し周知した。また、担当者の長期不在等に備え、学部・班内での進捗管理及び迅速な事務処理を徹底するように指示した。さらに事務処理について不安がある場合は、学生班（事務担当）による業務支援を積極的に行うこととした。これにより、その後は同様の事案は発生していない。</p> <p>(16) 農業・園芸総合研究所 イ 監査委員の報告の内容 委託契約において、予定価格を超えた額で契約締結していたものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられた。 (内容) ・ 件数 1件 ・ 業務名 一般廃棄物収集運搬業務 ・ 予定価格 180円（リサイクル1袋） ・ 契約金額 183円（リサイクル1袋）</p>
---	--

報 告 書

<p>ロ 措置の内容</p> <p>＜発生原因＞</p> <p>設計書では「ゴミ袋（可燃物）」と「ゴミ袋（リサイクル）」を個別に積算しており、本来であればそれぞれ予定価格の範囲内で契約すべきところ、ゴミ袋（リサイクル1袋）について予定価格を超えた額で契約した。</p> <p>＜処理内容＞</p> <p>令和6年度の委託契約発注に際しては、適正な取扱いに改め、それぞれ予定価格の範囲内で契約した。</p> <p>＜再発防止策＞</p> <p>当該案件に限らず、業務の発注に当たっては、関係規程との整合性を複数人で確認して発注する。</p> <p>また、担当者には会計職員研修を受講させ、知識の向上を図る。</p> <p>(17) 農業・園芸総合研究所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>歳入歳出外現金において、払出遅延による督促手数料の発生が認められたので、今後再発しないよう内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>4月分個人住民税について、納付期限に遅延し、督促手数料が発生した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 1件 ・金額 1,100円 ・督促手数料 100円 <p>ロ 措置の内容</p> <p>＜発生原因＞</p> <p>会計年度任用職員の給与支給処理において、当該会計年度任用職員の給料からは住民税額を正しく控除していたが、課税市町村ごとの確認が足りず、複数の目での確認を怠ったことから、転記誤りが1件あり、本来納付すべき課税市に対して納付せず、督促手数料が発生した。また、誤納付した市に対しては本来の納付額より過大に納付した。</p> <p>＜処理内容＞</p> <p>本来納付すべき課税市から、令和4年6月1日に納付書兼納付済通知書（督促状納付用）が届いたことから未納付が判明し、5月分住民税の納付時（令和4年6月8日）に4月分住民税及び督促手数料を納付した。また、誤納付した市に対しては納付額が過大になっている</p>	<p>ことを連絡し、5月分住民税納付時に相殺処理した。</p> <p>＜再発防止策＞</p> <p>令和4年7月以降の住民税納付については、給与からの控除額と各市町村の特別徴収決定通知書を担当者のみではなく、複数職員の間でチェックする体制を整えた。</p> <p>(18) 北部土木事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>歳入歳出外現金において、引き続き払出遅延が認められたので、今後再発しないよう内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>工事に係る契約保証金において、完成検査後、3か月以上払出が遅延しているもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 1件 ・金額 183,040円 <p>ロ 措置の内容</p> <p>＜発生原因＞</p> <p>工事請負業者から完成払の請求書は提出されたものの、契約保証金に係る払出請求書が提出されず、督促を行っていなかった。当事務所では令和4年7月豪雨による応急復旧工事のため、他の事務所からの応援を受け対応していたが、受援終了の際、当該応援職員と当事務所担当との引継が十分になされなかった。契約保証金等に係る歳入歳出外現金については、補助簿に記録し財務システムと随時、突合確認を行う管理作業を行っていたが、当該補助簿には工期や完成年月日に関する項目を設けていなかったことや、災害への応急復旧対応等、様々な要因が重なり払出が遅延した。</p> <p>＜処理内容＞</p> <p>請負業者から令和5年9月4日に契約保証金に係る払出請求書が提出されたことから、契約保証金の払出が未処理であったことが分かり、直ちに払出処理を行った。なお、業者側の口座には9月7日付けで入金された。</p> <p>＜再発防止策＞</p> <p>完成払の際に、経理班内で契約保証金に関する声かけをするとともに、これまでも歳入歳出外現金受払を管理してきた補助簿に、新たに工期や完成年月日の項目を追加した上、それらを一定の期間超過した際に自動的にアラート表示をする機能を付し、2週間毎に複数の目で確認することにより、同様の事案の発生を防止することとした。</p> <p>(19) 仙台地方ダム総合事務所</p>
---	--

<p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>需用費において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>公用車の修繕費について、支払完了後に当該請求書と一緒に提出されていた振込書で再度支払を行ったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 件数 1件 ・ 金額 25,900円 <p>ロ 措置の内容</p> <p>＜発生原因＞</p> <p>相手方から郵送された請求書を受領し、口座払いにより処理をしていたものの、所内におけるチェック体制が不十分であったことから、請求書に同封されていた振込書が未払いであるとの誤認し、振込書においても支払い二重払いとなったもの。</p> <p>＜処理内容＞</p> <p>相手方に対し事情を説明し、速やかに返納通知書を送付した結果、過誤払金が返納された。</p> <p>＜再発防止策＞</p> <p>請求書類を精査し、支払処理に必要な書類・伝票類は整理・処分するとともに、不明な場合は補助簿等により支払状況を確認し、誤処理防止を図る。また、管理・監督職員等複数人による確認行為を徹底し、再発防止に努める。</p> <p>(20) 美術館</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>教育財産の使用許可に係る雑入において、調定遅延が認められたので、今後再発しないよう内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>テナント等設置に係る雑入（光熱水費）について、調定遅延があったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6か月以上の調定遅延 件数 15件 調定遅延の額 193,861円 <p>ロ 措置の内容</p> <p>＜発生原因＞</p>	<p>光熱水費については、テナントの使用量に応じて毎月収入調定を実施すべきところ、班内の人員体制等の理由により、5月から業務担当替えを行った際に、業務内容の把握・引継ぎが不十分であったこと、また、班内における進捗管理体制の不備により発生したものと認められた。</p> <p>＜処理内容＞</p> <p>各テナントへ個々に経緯及び今後の対応を説明した後、未調定だった分を調定し、納付された。</p> <p>＜再発防止策＞</p> <p>定期的に実施する調定は、進捗管理をより徹底するため、対象ごとにチェックリストを作成し、2人以上で進捗を管理することとした。</p> <p>(21) 泉高等学校</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>給料において、支払遅延が認められたので、今後再発しないよう内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>会計年度任用職員の給料について、支給定日を過ぎて支給したものの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 件数 1件 ・ 金額 50,016円 ・ 支給定日 令和4年10月21日 ・ 支給日 令和4年10月31日 <p>ロ 措置の内容</p> <p>＜発生原因＞</p> <p>育児休業中の職員が復帰する際に、代替職員から令和4年9月14日まで任用の会計年度任用職員の9月分給料の支払いに関する引継ぎが漏れ、支払遅延が発生したものである。</p> <p>令和4年10月26日に事務点検の中で支出されていないことに気づき、10月31日に支払った。</p> <p>＜処理内容＞</p> <p>—</p> <p>＜再発防止策＞</p> <p>定期的に処理しなければならない業務を一覧表化し、処理することにより日付を記入し、事務室内の所定の場所に掲示することにより事務室全員で進捗が把握できるようにした。</p> <p>さらに、任用期間を一覧表に追記し、支給誤りが発生しないよう併せて確認するようにした。</p>
--	---

<p>⑳ 宮城野高等学校</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>私費会計において、著しく適正さを欠き、速やかに改善を要するものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>生徒閲覧用の新聞購読料について、県費で支払うべきところを団体費で支払ったもの。</p> <p>・期間 令和4年4月～令和4年5月</p> <p>・金額 7,000円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>＜発生原因＞</p> <p>会計担当者が、業者から支払方法が現金のみと説明された際、県費では支払えないと誤認し、団体費で支払ったもの。</p> <p>＜処理内容＞</p> <p>令和4年6月以降の新聞購読料は、県費での支払いに改めた。</p> <p>＜再発防止策＞</p> <p>県費で負担すべきものについては確実に県費を充てるよう、会計担当者だけではなく事務室全体で情報を共有し、その都度適切な対応を確認し合い、会計事務処理を進める。</p> <p>㉑ 高校教育課、高校財務・就学支援室</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県立学校における私費会計において、これまでの取組にも関わらず、職員による私的流用が後を絶たないことから、その根絶に向けて抜本的な対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>○白石工業高等学校</p> <p>・教育委員会で認定した私的流用額 3244,300円</p> <p>・私的流用があったとされる期間 令和5年3月</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>＜発生原因＞</p> <p>過去に在籍した事務室長が、金融機関の金額未記入の出金伝票に届出印を押し、担当者に渡しており、その出金伝票を悪用されたもの。</p> <p>さらに、「学校徴収金取扱でニューアル」に基づく取扱いが徹底されておらず、通帳と出納簿の確認及び四半期ごとの中間検査が未実施であったため、発覚が遅れたもの。</p>	<p>＜処理内容＞</p> <p>白石工業高等学校の学校徴収金全体の管理状況について、臨時の実地調査を実施し、判明した課題点について速やかに改善を図るよう指示した。</p> <p>処分公表後、臨時県立学校事務長会議を開催し、私的流用根絶に向けた取組を徹底するよう指示した。</p> <p>＜再発防止策＞</p> <p>本事業については、現行の「学校徴収金取扱でニューアル」の改定直前に発生した私的流用であるため、現行のニューアルに基づく取扱いの徹底に関する指導は継続して行っていく。併せて、事前予告無しでの実地指導を含めた指導体制の更なる強化、県北地区の県立学校が相互で学校徴収金の相互チェックを行う「学校徴収金ピア・ラーニング」の推進など、責任感と緊張感を持って取り扱うよう意識改革を行っていく。</p> <p>また、私費会計である学校徴収金会計処理が事務室の負担になっていることから、事務処理効率の向上と適正処理を両立させる手法の検討を進めていく。</p> <p>㉒ 白石工業高等学校</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>私費会計において著しく適正さを欠き、速やかに改善を要するものが認められたので、今後再発しないよう抜本的な対策を早急に講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>私費会計において、金融機関届出印が押しされた金額未記入の出金伝票を作成したほか、学校徴収金取扱でニューアルに基づいた事務処理の不徹底等により、私的流用があったもの。</p> <p>・教育委員会で認定した私的流用額 3244,300円</p> <p>・私的流用があったとされる期間 令和5年3月</p> <p>・金額未記入出金伝票の作成</p> <p>・支出向・収入向、出納簿等会計書類の不存在、通帳と出納簿の確認及び四半期ごとの中間検査の未実施</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>＜発生原因＞</p> <p>過去に在籍した事務室長が、金融機関の金額未記入の出金伝票に届出印を押し、担当者に渡しており、その出金伝票を悪用されたもの。</p> <p>また、私的流用のあった会計において、収入／振替回い及び出納簿を作成しておらず、資金の流れが不明確であったことや、年度末の出納責任者の引継ぎにおける通帳等の現物確認</p>
--	--

が十分でなかったことなど、「学校徴収金取扱マニュアル」に基づき取扱いが徹底されていなかった。

<処理内容>

私的流用の発生確認後、教育庁総務課へ事故概要を報告し、指示を受け、対象職員への聴取及び在任期間の私費会計帳票等の再点検を実施した。

その後、職員の親族から弁済を受け、流用元会計に戻し入れを行った。

<再発防止策>

銀行印は校長が管理、通帳は常に金庫で管理し、通帳を使用するときに通帳管理者から手渡しで受け取り、使用後は通帳管理者に手渡しで返却する運用に改めた。

また、会計上の正式な手続きが行われていないものには、いかなる場合でも押印しない運用を徹底している。

さらに、会計の統廃合を実施し、全ての会計を事務室が集中処理することとし、教員の事務負担軽減とチェックしやすい体制を構築した。

(2) 光明支援学校

イ 監査委員の報告の内容

委託契約において、予定価格を超えた額で契約締結していたものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

- ・件数 1件
- ・業務名 事業系一般廃棄物収集運搬処理業務
- ・予定価格 1,000円 (200kgあたり)
- ・契約金額 1,100円 (200kgあたり)

ロ 措置の内容

<発生原因>

事業系一般廃棄物収集運搬処理業務の委託契約において、可燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみの3品目をまとめて単価契約を行ったところ、総額では予定価格内であったため契約締結したが、各品目の単価について予定価格の範囲内でなければ契約締結することができないという認識がなかったことから発生した。

<処理内容>

令和6年度の委託契約発注に際しては、適正な取扱いに改め、それぞれ単価契約として発注した。

<再発防止策>

担当者だけではなく事務室全体で、会計事務に関する研修会受講や各種資料により知識を習得するとともに、複数人でのチェックを徹底していく。

さらに、見積り合わせ調書を作成する際には、総額だけではなく、品目ごとの予定価格と見積価格を追記することとした。

○宮城県監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年6月21日

- 宮城県監査委員 佐々木 喜 藏
- 宮城県監査委員 佐々木 功 悦
- 宮城県監査委員 成 田 由 加 里
- 宮城県監査委員 吉 田 計

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名 住 所
小 川 倫 代 宮城県仙台市泉区黒松1丁目11番5号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和6年6月14日から令和7年3月31日まで